

## 優 Inter ネットサービス契約約款

## 第1条 サービスの内容

- 1 株式会社NTTデータCCS(以下、「弊社」といいます。)は、本約款、弊社所定の優 Inter ネットサービス利用契約申込書(以下、「申込書」といいます。)及び本約款に添付した別表「サービス料金」及び「サービス内容」(以下、「別表」と総称します。)記載の条件に従い、お客様に対して優 Inter ネットサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 弊社は、本サービスの提供に関し、別表記載のサービス内容を実現するよう合理的な努力を払う義務のみを負います。

## 第2条 契約の成立

本サービスの提供に関する契約(以下、「本契約」といいます。)は、お客様が申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、これを弊社に提出し、弊社がこれを承諾した時に成立します。

## 第3条 利用の開始

お客様は、本契約成立の日から本サービスを利用できます。

## 第4条 申込内容の変更

- 1 お客様が申込書に記載した事項に変更が生じた場合、遅滞なく弊社所定の優 Inter ネットサービス変更申込書(以下、「変更申込書」といいます。)を弊社に提出し、変更を届け出るものとします。
- 2 前項に基づき、お客様が申込書記載のサービスメニューの変更を届け出た場合、弊社は、変更承諾書の交付をもってお客様に変更承諾の通知を行います。
- 3 申し込み内容の変更は、サービスメニューについては前項の承諾書を弊社が発送した時点で、それ以外の事項については変更申込書が弊社に到達した時点で、その効果が発生するものとします。この場合、弊社は、お客様に対して弊社が定める変更手数料を請求できるものとします。

## 第5条 設備の負担

お客様が本サービスを利用するためにお客様側に必要な機器及びインターネット接続回線等は、お客様が自らの負担で準備するものとします。

## 第6条 ID等の管理

お客様は、お客様が本サービスを利用するために弊社がお客様に割り当てたログイン ID、メールアドレス、パスワードその他の情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、第三者に利用させないものとします。

## 第7条 自己責任

お客様は、本サービスの利用により生じた結果について、一切の責任を負うものとします。

## 第8条 利用料金

本サービスの初期費用、基本料金その他の本サービスの料金及びこれにかかる消費税額(以下「料金等」といいます)は、別表に規定します。弊社は、1ヶ月前までにお客様に通知することにより、料金等を改訂することができます。

## 第9条 お客様の支払義務

- 1 お客様の料金等の支払い義務は、サービス開始月から発生します。なお、各月の料金等は暦月で計算するものとします。ただし、サービス開始月及びサービス解約月の基本料金は日割計算するものとします。

- 2 第13条に基づいて本サービスの提供が停止された場合であっても、当該停止期間の料金等は、本サービスが提供された場合と同様に発生します。

#### 第10条 料金の請求時期及び支払期日

- 1 弊社は、お客様に対し、当月分の料金等を翌月末日までに請求いたします。
- 2 お客様は、前項の請求を受け、翌月末日までに、弊社が指定する銀行口座に現金を振り込む方法により、料金等を弊社に支払うものとします。なお、振込みにかかる手数料等は、お客様が負担するものとします。
- 3 お客様が前項の支払期日までに料金等の支払いを完了できなかった場合は、お客様は、支払期日の翌日から料金等の支払い完了日まで、日歩5銭の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。

#### 第11条 サービスの任意中断

弊社は、次の各号の一に該当する場合には、お客様の了解を得ることなく本サービスの一部または全部の提供を中断(以下、「任意中断」といいます。)することができます。弊社は、任意中断を行う場合には、任意中断の7日前までにお客様に対して通知するものとします。ただし、第3号及び第4号の場合または緊急の場合にはこの限りではありません。

- 1) 弊社の設備の保守、工事などが必要である場合
- 2) 弊社が利用する通信回線、電力などの提供に中断が発生する場合
- 3) 弊社の設備に障害が発生した場合
- 4) 天災、事変その他の非常事態の発生により、弊社設備の一部または全部が滅失もしくは破損して本サービスの提供が困難になったとき

#### 第12条 通知義務

お客様は、次の各号の一に該当する事実が生じたとき、またはそのおそれの生じたときは、速やかに弊社に通知するものとします。

- 1) 営業の譲渡、譲受けまたは合併
- 2) 第13条第2号ないし第7号の事由

#### 第13条 サービスの停止

弊社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、お客様の了解を得ることなく、本サービスの一部または全部の提供を停止することができます。本サービスの提供を停止する場合には、弊社はあらかじめお客様に対して通知するものとします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。また、本サービスの提供の停止中であっても、料金は発生します。

- 1) サービス料金の支払いを一回でも怠ったとき
- 2) 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- 3) 支払を停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき
- 4) 信用力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- 5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課滞納処分などを受けたとき
- 6) 破産、商法上の整理、民事再生手続開始、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じたとき
- 7) 営業の廃止、解散の決議をし、または他の会社と合併したとき
- 8) 前各号のほか、財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- 9) 申込に当たって虚偽の事項を記載し、または弊社に対する詐術その他の背信的行為があったことが判明したとき
- 10) 第14条の禁止行為に該当すると弊社が判断したとき

#### 第14条 禁止行為

お客様は、本サービスの利用により次の各号のいずれかに該当する行為を行うことはできません。お客様が、以下に反する行為を行った場合、弊社はおお客様に関する保有情報を被害者または然るべき機関へ提供できるものとします。

- 1) 本サービスの運営を妨げる行為
- 2) 弊社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- 3) 弊社または第三者を誹謗中傷または名誉を傷つける行為
- 4) 弊社または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- 5) 公序良俗に反する行為
- 6) 本契約または法令に違反する行為
- 7) 前各号に該当する恐れのある行為
- 8) その他弊社が不適切と判断する行為

#### 第15条 契約の解除

- 1 第14条各号の一つに該当した場合、弊社は事前におお客様に通知または催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。この場合、お客様は、当該解除原因から弊社が被った損害を直ちに賠償するものとします。
- 2 お客様が前項に該当するに至ったときは、お客様は、期限の利益を失い、その時における本契約に基づく全債務を即時弊社に弁済するものとします。

#### 第16条 中途解約

お客様は、第17条に定める最低利用期間の経過後はいつでも、1ヶ月前までに弊社に対して書面にて通知することにより、本契約を解約できるものとします。この場合、弊社はいかなる理由に基づいても、お客様が支払済みの利用料等の払い戻しはいたしません。

#### 第17条 最低利用期間

お客様は、課金の開始日から最低1年間はこの契約を継続し、本サービスの提供を受けるものとします。ただし、当該期間の満了前であっても、残余期間のサービス料金を支払うことによって本契約を解約することができます。

#### 第18条 サービスの廃止

弊社は、弊社の都合により、お客様の了解を得ることなく本サービスの提供を廃止することができます。この場合には、弊社は廃止の3ヶ月前までにおお客様に対して通知するものとします。ただし、本サービスの提供の継続が不可能であるなどやむを得ない場合には、かかる通知をすることなく本サービスの提供を廃止することができるものとします。

#### 第19条 レンタル機器

- 1 お客様が、弊社から機器のレンタルを受ける場合、お客様は、当該レンタル対象機器(以下「レンタル機器」といいます)を、善良なる管理者の義務をもって管理するものとします。
- 2 契約の終了またはサービスの廃止等の理由により、本サービスの提供が終了した場合、お客様は、お客様の負担と責任で、レンタル機器を弊社に返却するものとします。
- 3 お客様の責に帰すべき事由に基づいてレンタル機器に不具合が生じた場合、お客様は、弊社が被った損害を直ちに賠償するものとします。

#### 第20条 損害賠償

お客様が本契約に違反して弊社または第三者に損害を与えた場合は、お客様は、その損害を賠償する責を負います。

## 第21条 免責

弊社は、本サービスに関してお客様に発生した一切の直接的もしくは間接的な損害及び不利益について、なんらの責任も負いません。

## 第22条 保証

弊社は、本サービスについて、本約款に明示されている事項以外の保証は一切行わないものとします。

## 第23条 権利譲渡の禁止

お客様は、理由のいかんにかかわらず、本契約上弊社に対して発生するお客様の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

## 第24条 秘密保持

お客様は、本契約の履行により知り得た弊社の業務上の機密事項を含む一切の情報を利用契約の有効期間のみならず、終了後においても第三者に開示し、漏洩し、または使用させてはならないものとします。ただし、公知の事実及び開示について弊社の事前の書面による同意がある情報についてはこの限りではありません。

## 第25条(個人情報保護)

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。

2 個人情報の管理者は、別紙-1をご参照願います。

3 当社は、取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1) 優インターネットサービスの提供にかかる業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)

(2) 優インターネットサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。

(3) 当社のサービスに関する情報(当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む)を、電子メール等により送付すること。

(4) その他お客様から得た同意の範囲内で利用すること。

4 当社は、本サービスの一部を日本テレコム株式会社に委託することができます。この場合、委託する本サービスの一部実施に必要な限りにおいて個人情報を日本テレコム株式会社に預託できるものとします。

5 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

## 第26条 約款の変更

1 弊社は、お客様の同意を得ることなく本約款を変更することができます。

2 弊社が前項に基づいて本約款を変更するときは、本約款の変更日の2ヶ月前までに、お客様が申込書又は変更申込書に記載したメールアドレス又は住所もしくはFAX番号に宛てて変更後の約款の内容を通知します。

3 本約款の変更の内容がお客様の不利益になると明らかに認められる場合であって、前項の通知発送後1ヶ月以内にお客様が弊社に書面で申し出た場合に限り、お客様は本契約を解約することができます。この場合には第16条の規定は適用されません。

## 第27条 旧契約の終了

本契約の締結により、本契約以前にお客様及び弊社間で締結された本サービスに関する契約は、全て終了するものとします。

**第28条 問題の解決**

本契約に定めのない事柄について紛議が発生した場合は、お客様弊社共に誠意を持って問題の解決をはかることとします。

**第29条 合意管轄裁判所**

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第30条 準拠法**

本契約の準拠法は、日本法とします。

**第31条 有効期間**

本契約の有効期間は契約締結日から1年間とし、契約終了の1ヶ月前までにお客様弊社いずれからも別段の意思表示がない場合は、さらに1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

**附則**

平成 20 年 10 月 31 日通知

この契約約款は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

以上

別紙—1 個人情報管理者

以下の者を個人情報管理者と定めます。

東京都江東区亀戸六丁目41番10号

株式会社NTTデータCCS

取締役

常務執行役員

アウトソーシング事業本部長

小林 進

アウトソーシング事業本部

ネットワークサービス部長

葛蔭 雄一

以上